

委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」，「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」，「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（再委託）

- 第2条** 吉野川市委託業務標準請負契約約款（以下「約款」という。）第7条第1項に規定する「主たる部分」とは，次の各号に掲げるものをいい，受託者は，これを再委託することはできない。
- 一 設計業務等における総合的企画，業務遂行管理，技術的判断等
 - 二 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 2 受託者は，「軽微な業務」であるコピー，ワープロ，印刷，製本，計算処理，トレース，資料整理，模型製作について再委託する場合は，発注者の承諾を必要としない。
- 3 受託者は，第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては，発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受託者は，設計業務等を再委託する場合，書面により下請人との契約関係を明確にしておくとともに，下請人に対し適切な指導，管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。
- なお，下請け人が，吉野川市の一般競争入札及び指名競争入札参加資格者である場合については，指名停止期間中であってはならない。

（専門担当技術者）

- 第3条** 重点調査業務の受注者は，業務を履行するにあたり，着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しを除く監督員との協議及び立会時において，管理技術者の代わりに出席（臨場）できる専門担当技術者を定めることができるものとする。この場合，別添の専門担当技術者通知書を契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。また，この専門担当技術者通知書の内容が変更になった場合は，変更した日から5日以内に監督員に専門担当技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。
- 2 専門担当技術者の資格要件は，下表に記載のとおりとする。
- 3 受注者は，専門担当技術者を定める場合には，同技術者の資格要件について，資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。ただし，実務経験を有する者を技術者とする場合は，技術者経歴書を監督員に提出しなければならない。
- 4 受注者は，専門担当技術者を定める場合には，同技術者と受注者との直接的，恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。
- 5 専門担当技術者は照査技術者を兼ねることができない。

専門担当技術者の資格要件

業 務 内 容	資格要件	
	（1）資格	（2）実務経験
設 計 業 務	①技術士 ②認定技術管理者（建設コンサルタント登録規定第3条第1項ロに該当すると認定された者） ③工学博士 ④RCCM ⑤技術士補 ⑥上記の資格と同等の能力を有すると発注者が認めた者	① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学卒業者にあっては，建設コンサルタント等業務について18年以上（大学院修了の場合，就学年数を実務経験とみなす。）の実務経験を有する者。 ② 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあっては，建設コンサルタント等業務について23年以上の実務経験を有する者。 ③ 学校教育法による高等学校卒業者にあっては，建設コンサルタント等業務について28年以上の実務経験を有する者。

（業務カルテの作成、登録）

- 第4条** 受託者は、業務委託料が500万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき、業務契約時、途中変更時、業務完了時、データの訂正時ごとに「業務カルテ」を作成し、「業務カルテ」の写しを監督員に提出して内容の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスク等により登録しなければならない。
- 2 登録は、契約時については業務契約後10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）、途中変更時については契約変更後10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）、完了時については業務完成后10日以内、データ訂正は適宜とし、その都度センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。
- 3 途中変更時については、業務委託料、履行期間、管理（主任）技術者の変更があった場合に登録を行うものとする。なお、変更登録にあたっては、全ての登録項目について変更登録時点のデータに変更する。
- 4 契約変更により業務委託料が500万円以上となった場合は、その時点で業務内容を業務契約時又は業務完了時として登録するものとする。
- 5 契約変更により業務委託料が500万円未満となった場合は、その時点で登録を削除するものとする。

（管理技術者）

- 第5条** 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、別添の管理技術者通知書を契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。また、この管理技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から5日以内に監督員に管理技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。
- 2 管理技術者は、業務の管理及び統轄を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者である。
- 3 管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者でなければならない。
- ① 技術士
 - ② 認定技術管理者（建設コンサルタント登録規定第3条第1項ロに該当すると認定された者）
 - ③ 工学博士
 - ④ R C C M
 - ⑤ 技術士補
 - ⑥ 上記の資格と同等の能力を有すると発注者が認めた者
- 4 受託者は、管理技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。
- 5 受託者は、管理技術者と受託者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。
- 6 管理技術者は、照査技術者が実施する照査結果の確認を行うものとする。

（照査技術者）

- 第6条** 受託者は、成果物の照査を行う照査技術者を定め、別添の照査技術者通知書を契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。また、この照査技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から5日以内に監督員に照査技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。
- 2 照査技術者は、成果物の内容について技術上の照査を行う者であり、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身により照査を行うものとする。
- 3 照査技術者は、管理技術者と同等の資格等を有する者であり、管理技術者を兼ねることはできない。
- 4 受託者は、照査技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。
- 5 受託者は、管理技術者と受託者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。

（管理技術者）

- 第7条** 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、別添の管理技術者通知書を契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。また、この管理技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から5日以内に監督員に管理技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。
- 2 管理技術者は、業務の管理及び統轄を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者であり、次のいずれかの資格を有する者でなければならない。

- ① 技術士
 - ② 認定技術管理者（地質調査業者登録規定第3条第1項イ及びロに該当すると認定された者）
 - ③ 地質調査技士
 - ④ 上記の資格と同等の能力を有すると発注者が認めた者
- 3 受託者は、管理技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。
- 4 受託者は、管理技術者と受託者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。

（主任技術者）

- 第8条** 受託者は、作業を円滑かつ確実に実行するため、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として主任技術者を定め、別添の主任技術者通知書を契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。また、この主任技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から5日以内に監督員に主任技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。
- 2 主任技術者は、作業の管理及び統轄を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者であり、測量士でなければならない。
- 3 受託者は、主任技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。
- 4 受託者は、主任技術者と受託者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。

（詳細設計照査要領）

- 第9条** 本業務の次の詳細設計については、「詳細設計照査要領」（徳島県県土整備部 平成15年1月）により照査を行うこととする。

樋門・樋管詳細設計

排水機場詳細設計

築堤護岸詳細設計

道路詳細設計（平面交差点、小構造物を含む）

橋梁詳細設計（鋼橋、コンクリート橋）

山岳トンネル詳細設計（換気検討を含む）

共同溝詳細設計

仮設構造物詳細設計

- 2 照査技術者は、照査計画を作成のうえ設計業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 3 照査技術者は、業務完了時においては照査結果を照査報告書としてとりまとめ、提出しなければならない。

（詳細設計時に検討すべきコスト縮減提案）

- 第10条** 当該業務では、最適案として選定された1ケースについて、コスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、詳細設計時に検討すべきコスト縮減提案を行う。

なお、この提案は予備設計を実施した技術者が、その設計を通じて得た着目点・留意点（コスト縮減の観点から詳細設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後段階の設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を求めるものではない。

（予備設計時に検討すべきコスト縮減提案）

- 第11条** 当該業務では、最適案として選定された1ケースについて、コスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、予備設計時に検討すべきコスト縮減提案を行う。

なお、この提案は概略設計を実施した技術者が、その設計を通じて得た着目点・留意点（コスト縮減の観点から予備設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後段階の設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を求めるものではない。

（建設副産物対策）

- 第12条** 設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行い、建設副産物の検討成果として、別添のリサイクル計画書を作成するものとする。

（数量集計表の提出について）

第 1 3 条 本業務の数量集計表は、工事工種体系及び土木工事数量算出要領を厳守して作成し、印刷物とウィルスチェック済みの電子媒体による提出を義務づける。

（土工数量書等の提出について）

第 1 4 条 本業務の土工計算書等について、監督員は印刷物の提出にあわせ、ウィルスチェック済みの電子媒体（Microsoft Excelファイル）による提出を求めることができるものとする。

（ウィークリースタンス）

第 1 5 条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で 1 週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノービリオド（月曜日（連休明け）を依頼日の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項 1 号は必ず実施するものとし、第 2 号及び第 3 号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第 1 号から第 3 号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

重点調査回答書

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 箇 所	
落 札 価 格	千円(税込み)
受 注 者 名	
回 答 者 名	印

回 答

1 入札価格の積算根拠	
(1) 業務委託積算内訳書 (別紙可) ・作業人工数と技術者単価（技術者数及びその拘束日数等） ・一般管理費の内訳（事務用品費，通信交通費，福利厚生費，雑費等） ・技術経費の内訳（技術者の技術力保持等のために必要な経費） ・外注経費の内訳（具体的な見積書等） ・使用機材の内訳 ・その他の内訳 (2) 低価格の理由・根拠 (3) 利益見通し	

2 業務計画の内容		
(1) 管理技術者 ・管理技術者が保有する資格・経歴 (別紙可) ・管理技術者の手持ち業務数 (2) 照査技術者（設計業務の場合） ・照査技術者が保有する資格・経歴 (別紙可) ・照査技術者の手持ち業務数 (3) 専門担当技術者（配置する場合） ・専門担当技術者が保有する資格・経歴 (別紙可) ・専門担当技術者の手持ち業務数 (4) 業務計画書（委託契約書第3条参照 別記様式） ・当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント ・概略の業務工程（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等） ・概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等） ・業務体制（管理技術者、照査技術者及び専門担当技術者と実務担当者及び担当部門の組織図） ・想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等） ・業務に使用する主な図書及び基準等 (5) 再委託等 ・再委託内容・再委託予定業者・受託者との関係 (別紙可) ・調達資材・調達予定業者・受託者との関係 (別紙可) (6) 本業務の履行に必要な主な機材調達等 ・調達（手持ち）機材の有無 (別紙可)		
3 業務受注状況等		
(1) 現在の受注状況 ・市発注業務の受注件数 (別紙可) ・国・県・市町村・その他機関発注の受注総件数 (別紙可) (2) 全受注件数のうち本業務と同種の受注件数 (別紙可) (3) 保有技術者数 (別紙可)		

以上相違ありません。

令和 年 月 日

商号又は名称

代 表 者 名

印

別記様式

業 務 計 画 書

1. 当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント

(1) 業務の目的

・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。

(2) 業務項目

・仕様書の内容，業務の細目を明確にする。

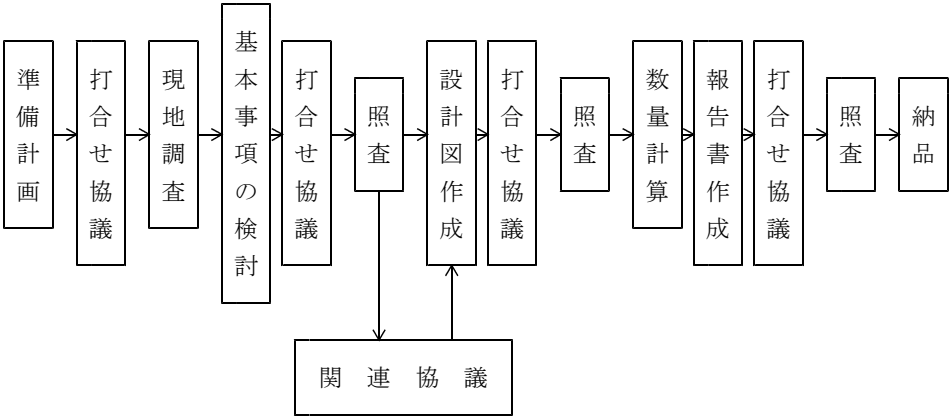
<記載例>

工 種	種 別	細 別	規格	単位	数 量	摘 要

(3) 実施方法

・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する。

<記載例>



(4) 想定される問題点，制約条件等

- ・ 想定される問題点や制約条件等について記載する。

(5) 必要となる検討事項，検討内容等

- ・ 必要となる検討事項，検討内容を総合的にとりまとめて記載する。

2. 概略の業務工程

- ・ 業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等も記入すること。）。

<記載例>

工程 工種	〇〇月			〇〇月			技術者計	
	10	20		10	20			
準 備・計 画								
現 地 調 査								
〇〇概略検討								
路線選定								
照 査								
打 合 せ 協 議								
関 連 協 議								
管 理 技 術 者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
照 査 技 術 者			〇〇		〇〇		〇〇	
技 師 A	〇〇		〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	
技 師 B	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇〇	
技 師 C		〇〇			〇〇		〇〇	
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等：コンサルタント業務のみ）

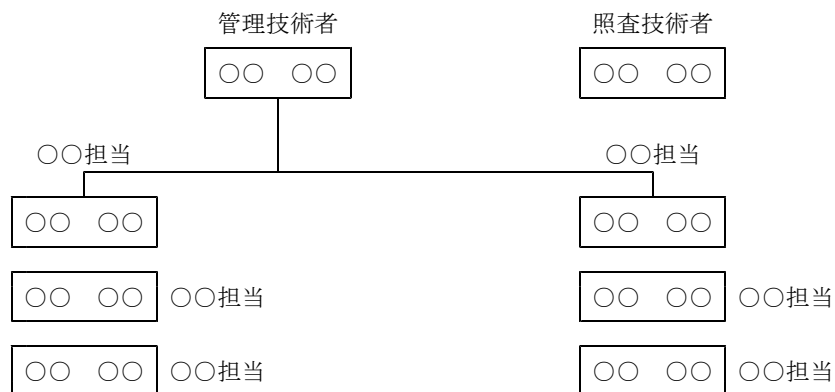
- ・ 照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする。

4. 業務体制

(管理技術者及び照査技術者（及び専門担当技術者）と実務担当者及び担当部門の組織図)

- ・管理技術者及び照査技術者（及び専門担当技術者）と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

＜記載例＞



5. 想定される成果品（図面の種類、報告書の内容等）

- ・仕様書等に基づき、成果品の内容、部数等を記載する。

6. 業務に使用する主な図書及び基準等

- ・当業務に使用する図書及び基準等について、法令、指針等必要と考えられるものを記載する。

令和 年 月 日

吉 野 川 市 長 様

受託者 住所
氏名

印

専 門 担 当 技 術 者 通 知 書

次の業務について、専門担当技術者を定めましたので通知します。

業 務 名

氏 名

添付資料

- ・技術者の資格者証の写し又は技術者経歴書（様式－２）
- ・受託者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）

技 術 者 経 歴 書

1 氏名及び生年月日

2 現 住 所

3 最 終 学 歴

年 月 日 卒業

4 経 験 年 数 年

5 取 得 資 格 等

年 月 日 取得

(以下列記)

職歴（担当業務歴）

期 間
年 月 ～ 年 月

内 容

(以下列記)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

印

令8年度 吉野川市舗装補修設計業務 特記仕様書

1. 委託業務の目的

本業務は、吉野川市が管理する道路のアスファルト舗装の変状および健全度を把握・評価（診断）し、舗装補修設計を行うものである。

2. 業務内容

本業務の主な内容は次のとおりである。

- (1) 既存資料の整理
- (2) 舗装たわみ量調査(FWD調査車による測定)
- (3) 開削調査（既設舗装厚確認）
- (4) 設計協議
- (5) 現地踏査
- (6) 関係機関協議
- (7) 舗装たわみ量解析
- (8) 舗装補修設計
- (9) 交通量調査

3. 業務内容

(1) 既存資料の整理

- ① 吉野川市道路台帳を基に延長及び幅員を抽出し、設計図及び舗装展開図等に反映させる。

(2) 舗装たわみ量調査

- ① 路床を含めた舗装全体の支持力や舗装を構成する各層の健全度を評価するため、FWD調査車によりたわみ量の測定を行う。測定位置は、現地踏査時に受注者が提案し、監督員と協議の上で決定するものとする。
- ② 調査の時間帯については、昼間での調査を想定している。現地踏査の結果などにより、これによりがたいと判断される場合は監督員と協議の上で変更できるものとする。

(3) 開削調査

- ① 既設舗装の構成（材質）や厚さを確認・記録するため、開削調査を行う。交通規制を行い深さ50cm程度の開削を行うことを想定している。
- ② 開削は人力作業（ブレーカー使用）にて行い、路床天端面まで開削した後に舗装構成や厚さを黒板等に記載して写真撮影を行う。
- ③ 写真撮影に当たっては、箱尺やリボンテープ等を当てるなど各層の厚さを確認しやすいようにする。また、近接の写真だけでなく、遠望からの全景写真も撮影するものとする。
- ④ 路盤材の材質判定（スラグまたは碎石）やセメント改良の有無の確認のため、路盤にフェノールフタレイン溶液の噴霧を行う。
- ⑤ 写真撮影後に発生土にて埋戻し・転圧を行い、舗装復旧は高耐久型常温合材にて行う。

- ⑥ 開削位置は現地踏査結果と、たわみ量調査の結果をもとに受注者が提案し、監督員と協議の上で決定するものとする。なお、車道の端部や路肩付近は車線内と舗装構成が異なる可能性があるため、基本的には車線中央付近にて調査するものとする。
- ⑦ 開削調査の時間帯については、昼間での調査を想定している。現地踏査の結果などにより、これによりがたいと判断される場合は、監督員と協議の上で変更できるものとする。

(4) 現地踏査

① 舗装状況の把握・確認を行う。

対象区間において、路面性状調査（別途）において計測された指標（ひび割れ率等）を参考に現地を確認し、舗装補修区間の決定と写真撮影（ひび割れ等劣化状況を整理して修繕区間の根拠）を行う。

② 各対象区間の起終点が分かるように路側構造物等にプラスチック鋸を設置し、写真撮影を行う。

③ たわみ量の測定位置のマーキングやロードメジャー等による点間距離の計測を行う。

(5) 関係機関協議

① 地下埋設物（電気・通信ケーブル、ガス・水道管等）の有無について、各占用事業者に、照会し調査する。埋設物が存在する場合は、平面図や標準断面図等の設計図面に明示する。

② 所管警察署に道路使用許可申請等を行う。

(6) 舗装たわみ量解析

① たわみ量調査と開削調査の結果を基に多層弾性理論による逆解析を実施し、舗装を構成する各層と路床の弾性係数を算出・推定する。

② 弾性係数の値から、路床土の設計CBR値および舗装各層の等値換算係数を算出・推定する。

(7) 舗装補修設計

① 設計計画

既存資料の収集整理を行った上で、業務全体の実施方針や業務工程、組織計画等を示した業務計画書を作成する。既存資料として発注者より道路台帳附図と、現存する供用開始時の図面（平面図・横断図・舗装構造図など）を貸与する。業務計画書には、現場作業の実施計画（調査計測方法及び安全管理計画等）も記載する。

② 既設舗装の評価

現地踏査の結果と、たわみ量調査・解析の結果をもとに損傷の程度を評価し、破損の発生原因を推定（特定）し、健全性の評価（診断）と破損の原因を推定（特定）する。特に、基層、路盤、路床の評価（診断）には留意する。

③ 設計条件の設定

(ア) 評価結果を基に補修設計に必要な交通条件、基盤条件、現場の制約条件、材料条件等を

設定する。

- (イ) 交通条件は、現地踏査の結果及び既存の道路センサス交通量をもとに設定する。
- (ウ) 基盤条件は、たわみ量調査と開削調査の結果をもとに各設計区間における舗装の要求性能に応じて設定する。

④ 補修工法の選定

- (ア) 既設舗装断面の評価結果に基づき、設計区間ごとに適切な補修工法（舗装構造）を選定する。
- (イ) 破損の原因を排除・解消できる工法（構造）を選定するものとする。
- (ウ) 候補となる工法（構造）を経済性、施工性等を比較検討し各設計区間に最適な工法（構造）を選定するものとする。比較設計表を作成し、工法（構造）の選定理由が明確に分かるよう整理する。
- (エ) 現道交通量、周辺の住環境・商業環境等に配慮し、施工計画も考慮した上で補修工法を検討する。

⑤ 舗装構造計算

- (ア) 設計条件に基づきT A法に準じて設計することを基本とする。
- (イ) 概算工事費の算定にあたっては、積算根拠の資料を整理し報告書に添付するものとする。

⑥ 設計図

1) 位置図

設計区間毎に設計区間の位置を明示した位置図を作成する。

2) 平面図

- (ア) 設計区間毎に作成する。また、舗装工と区画線工について別個に作成する。
- (イ) 各設計区間の道路台帳附図スキャニングデータを発注者から提供するため、これを基図として作成することを想定している。道路台帳附図に特定の個人名、企業名が記載されていた場合は、これらの情報を削除した上で基図を作成する。
- (ウ) 縮尺は、S=1:500を標準とする。
- (エ) 施工箇所の起終点や施工範囲が分かるよう着色、旗揚げするものとする。
- (オ) 設計箇所の住所、道路沿いのランドマークとなる建物の一般名称も明示する。
- (カ) A3サイズで印刷した際に文字・数字・記号が明確に読めるように図面レイアウトや文字サイズに配慮するものとする。
- (キ) 平面図には路線名、住所、方位記号、距離標（起終点のみ）を記載するものとする。

3) 標準横断面図・舗装構成図

- (ア) 標準横断面図は原則として設計区間毎に作成し、横断幅は道路幅員相当とする。設計

区間毎に各 1 断面を基本とする。

- (イ) 舗装構成図には現況舗装構成と補修舗装構成の両方を記載するものとする。補修舗装構成には、工事実施に必要な仕様を漏れなく記載するものとする。

4) 展開図

- (ア) 設計区間毎に舗装工と区画線工について別個に作成すること。
- (イ) 展開図の縮尺は、Vs=1:500, Hs=1:100を標準とする。
- (ウ) A3サイズで印刷した際に文字、数字、記号が明確に読めるように、図面レイアウトや文字サイズに配慮するものとする。

⑦ 数量計算書

- (ア) 設計区間毎に舗装工と区画線工について別個に作成すること。
- (イ) 「土木工事数量算出要領」により行い、数量の算出結果は「数量集計表様式（案）」と「工事工種体系ツリー」に基づき、設計区間別、工種別にとりまとめるものとする。
- (ウ) 徳島県土木工事標準積算基準書による工事費積算に必要な仕様・条件を漏れなく記載するものとする。

⑧ 照査

照査計画に基づき、適切な時期に詳細設計照査要領に準じて実施し、照査報告書を提出する。

⑨ 報告書作成

業務の成果として本業務特記仕様書および共通仕様書に準じて報告書を作成する。

4. 準拠指針等

本業務では、主に次の解説書、指針等、便覧、関連図書を使用することを想定している。

- (1) アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧（令和5年3月版），日本道路協会
- (2) 舗装点検要領（平成28年10月），国土交通省道路局
- (3) 舗装点検必携（平成29年版），日本道路協会
- (4) 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月），日本道路協会
- (5) 舗装設計施工指針（平成18年版），日本道路協会
- (6) 舗装設計便覧（平成18年2月），日本道路協会
- (7) 舗装施工便覧（平成18年版），日本道路協会
- (8) 舗装再生便覧（平成22年版），日本道路協会
- (9) 道路維持修繕要綱（昭和53年7月），日本道路協会
- (10) アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月），日本道路協会
- (11) 舗装性能評価法（平成25年版），日本道路協会
- (12) 舗装性能評価法別冊（平成20年3月），日本道路協会

- (13) 舗装調査・試験法便覧（平成31年版）（平成31年3月），日本道路協会
- (14) 舗装の維持修繕ガイドブック2013（平成25年11月），日本道路協会
- (15) 舗装技術の質疑応答，建設図書
- (16) 舗装の維持修繕，建設図書
- (17) 舗装機械の使い方第2版，建設図書
- (18) 舗装工学の基礎，土木学会
- (19) アスファルトの特性と評価，土木学会
- (20) 路床・路盤材料の特性と評価，土木学会
- (21) 2014制定舗装標準示方書，土木学会
- (22) 非破壊試験による舗装のたわみ測定と構造評価，土木学会
- (23) FWDおよび小型FWD運用の手引き，土木学会
- (24) アスファルト舗装保全技術ハンドブック，鹿島出版会
- (25) 舗装点検要領（平成29年3月），国土交通省道路局
- (26) 舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針（平成30年9月），日本道路協会

5. 交通誘導警備員等

交通誘導警備員の費用については，安全費にて計上している。

6. その他

本仕様書に定めのない事項は必要に応じて発注者と協議して定めるものとする。